

危険物に該当する商品を多数陳列していませんか？

○ガソリン・塗料・シンナーなどを※一定数量以上貯蔵、又は取扱う場合は許可を受ける必要があります。

※一定数量・・・消防法で「指定数量」といいます。

○指定数量未満でも、指定数量の0.2倍以上を貯蔵、又は取扱う場合は少量危険物の届出が必要です。

危険物は、適切な環境で適切に貯蔵・取扱いをしないと容易に引火・爆発する可能性があります大変危険です。

みなさん、貯蔵・取扱う危険物の量に注意してください。



指定数量とは

指定数量とは、危険物の危険性に応じて定められた数量のことで、消防法において危険物ごとに細かく分けられています。

種別	品名	物品の例	指定数量
第4類	第1石油類	ガソリン・塗料・シンナー・アセトン	200ℓ
	アルコール類	エタノール・酒(アルコール度数60%以上)	400ℓ
	第2石油類	灯油・軽油・塗料・農薬	1,000ℓ
	第3石油類	重油・オートマオイル・切削油・塗料・廃油・農薬	2,000ℓ
	第4石油類	エンジンオイル・ギアオイル	6,000ℓ

身近にある危険物

(危険物が関係する身近な製品)

種類	製品名
燃料	ガソリン・混合油・軽油・灯油・着火剤
塗料	合成樹脂塗料・シンナー
化粧品	マニキュア・除光液
スプレー缶等	防水スプレー・消毒用アルコール・アロマオイル・ライターオイル・パーツクリーナー

上記製品は、製品自体が危険物の物や製品の中に危険物が含まれているものがあります。身の回りにある様々な製品に危険物が含まれています。



危険物を見分けるために



身の回りには、一目で分からないような危険物が多くありますが、法令により危険物を収めた容器には表示をすることが定められていますので、容器の表示を見ることでも危険物であるか分かります。

表示の例

第2石油類／危険等級Ⅲ／火気厳禁／合成樹脂エナメル塗料（L-18）金・銀は（A-037）
クリヤ・ツヤ消しクリヤは合成樹脂クリヤ塗料

品名が違う危険物を貯蔵する場合には

ガソリン・アルコール・潤滑油など品名が違う危険物を同じ売場で陳列・販売する場合は、それぞれの品名ごとの指定数量の倍数を算出し、合計した数値を求めます。

通常の売場に陳列・販売するためには、この数値を0.2倍未満(少量危険物未満)にする必要があります。

指定数量の計算例



+



+



①消毒用アルコール(40ℓ)÷アルコール類指定数量(400ℓ)=0.1倍

②ホワイトガソリン(16ℓ)÷第1石油類指定数量(200ℓ)=0.08倍

③塗料(第2石油類)(20ℓ)÷第2石油類指定数量(1,000ℓ)=0.02倍

①0.1倍+②0.08倍+③0.02倍=0.2倍

合計0.2倍

許可を受けずに指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱うと・・・

許可なく指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱うと、消防法令違反となり、危険物の除去命令対象になったり、罰金又は拘禁に処される可能性があります。

許可を受けた場所や施設以外で危険物を貯蔵・取扱うことは大変危険です。絶対にやめましょう！



最後にもう一度確認を！

- ・販売する商品は危険物なのか。
- ・危険物の品名は何なのか。
- ・容器に品名の記載、含有量は表示されているのか。
- ・合計の倍数が指定数量の0.2未満か。

みなさん！！法令を遵守し、危険物の事故防止、火災予防に努めましょう！



能代山本広域市町村圏組合消防本部予防課

TEL: 0185-52-3312

